

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
会 員 規 程

昭和63年 4月 1日制定
平成 6年 9月 6日一部改正
平成13年 3月29日一部改正
平成29年 2月24日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条に規定する会員について、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、社会福祉に関心を有し、本会の趣旨に賛同して入会した者とする。

(会員の区分)

第3条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 一般会員
- (2) 法人会員
- (3) 賛助会員
- (4) 特別会員

(会費)

第4条 会員の会費額は次の各号のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-------|----|---------|
| (1) 一般会員 | 一口当たり | 年額 | 1,200円 |
| (2) 法人会員 | 一口当たり | 年額 | 5,000円 |
| (3) 賛助会員 | 一口当たり | 年額 | 10,000円 |
| (4) 特別会員 | 一口当たり | 年額 | 30,000円 |

第5条 会員は、その年度の会費を年度内に納入しなければならない。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 6年 9月 6日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。